

矢作緑地千石公園及び白浜公園の管理運営業務に関する基本協定書（案）

豊田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は矢作緑地千石公園及び白浜公園（以下「当該公園」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、当該公園の管理運営業務を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理運営の基本方針）

第2条 乙は、次の各号に留意して管理運営業務を行わなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、豊田市都市公園条例（昭和38年条例第6号。以下「都市公園条例」という。）、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例（昭和38年条例第7号）、豊田市都市公園管理規則（平成4年規則第32号）、その他の関係法令等の内容を理解し、遵守すること。
- (2) 矢作緑地千石公園の自然を生かした魅力の向上と、矢作緑地白浜公園の適切な利用の管理に努めること。
- (3) 住民の福祉の増進を目的として設置された公園施設としての役割を十分に認識し、公園施設の利用、サービスの提供にあたっては公平な取扱いをすること。
- (4) 多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応できるよう創意工夫を行うこと。
- (5) 質の高いサービスの提供により、利用者へのサービスの向上を図るとともに、効率的な管理運営に努めること。
- (6) 利用者の安全確保に留意するとともに、公園施設の環境保全、保安警備に努め、良好な管理及び運営を行うこと。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

（管理運営業務の内容）

第5条 乙は、別記1「矢作緑地千石公園及び白浜公園の管理運営業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）」に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) キャンプ事業（矢作緑地千石公園）
- (2) 巡視業務（矢作緑地千石公園、矢作緑地白浜公園）
- (3) 自主事業（矢作緑地千石公園）

- 2 前項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) キャンプ事業とは、宿泊を伴うキャンプ及びデイキャンプを指す。
 - (2) 巡視業務とは、巡視区域において、仕様書に記載された違反に対して、乙が実施する注意喚起を指す。
 - (3) 自主事業とは、矢作川かわまちづくり計画の3つの要素（「交流空間の創出」「水辺空間の創出」「憩いの空間の創出」）に沿った自由な提案を指す。
- 3 前項各号に掲げる業務の詳細は、仕様書に定めるとおりとする。

(国土交通省への申請資料の提出)

第6条 乙は、提案書に記載された日程とは別に、新たにキャンプ事業、巡視業務及び自主事業（以下「各事業」という。）を実施する場合、当該各号に定めるとおり甲と協議し資料を提出することとする。

- (1) 日を跨いで仮設工作物を設置する場合、甲と事前に協議の上、新たな各事業開始日の原則3か月前までに以下の事項を記載した資料を甲に提出すること。
 - ア 事業日程
 - イ 仮設工作物の配置図
 - ウ 仮設工作物の構造図、面積、数量
- (2) 日を跨がずに仮設工作物を設置する場合、甲と事前に協議の上、新たな各事業開始日の原則1か月前までに以下の事項を記載した資料を甲に提出すること。
 - ア 事業日程
 - イ 仮設工作物の配置図
 - ウ 仮設工作物の構造図、面積、数量

(業務内容の変更及び中止)

第7条 甲は、必要があると認める場合は、管理運営業務の内容を変更し、その全部又は一部の履行を中止させることができる。この場合において、乙が甲に支払う管理許可使用料（以下「使用料」という。）又は協定の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙は、その責に帰することができない理由により、管理運営業務が履行できなくなつた場合は、直ちに甲にその旨を明示し、指示を求めなければならない。

(一括再委託の禁止)

第8条 乙は、業務の全部を一括して第三者に再委託することはできない。

- 2 乙は、再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、再委託先に対して本協定における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとする。

(市の事業への協力)

第9条 乙は、甲が当該公園で実施及び要請する事業に協力することとする。

(担当責任者)

- 第10条 乙は、管理運営業務を実施するにあたって、担当責任者を定め、該当者を明らかにするものとする。
- 2 担当責任者は、管理運営業務全般の実施状況を把握し、実務担当者及び再委託業者等を指揮監督するものとする。
- 3 乙は、業務期間の途中で担当責任者を変更したときは、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

(管理運営業務の担当者)

- 第11条 乙は、管理運営業務のうち、施設及び設備の維持管理に係る業務の担当者を定め、管理運営の体制において、該当者を明らかにするものとする。
- 2 前項の担当者は、施設及び設備の維持管理に係る業務の実施状況を把握し、管理するものとする。
- 3 担当責任者は、第1項の担当者を兼ねることができる。

(事業報告書の提出)

- 第12条 乙は、管理運営業務実施日の次月10日までに、以下に掲げる事項の状況を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が認めた場合は、報告対象期間及び提出期日を別に定めることができる。
- (1) キャンプ事業の実施状況
ア 集客数
イ 利用者の意見、要望
- (2) 巡視業務の実施状況
ア 別記2「巡視業務報告書」
- (3) 自主事業の実施状況
ア 集客数
イ 利用者の意見、要望
- (4) 管理運営に係る経費の収支状況
- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた事項

(管理運営業務の実施状況等の確認)

- 第13条 甲は、第12条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う管理運営業務の実施状況（以下「業務実施状況等」という。）の確認を行う。
- 2 甲は、前項における確認のほか、業務実施状況等を確認することを目的として、隨時、当該公園へ立ち入ることができる。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができる。

(管理運営業務の改善勧告)

第14条 甲は、第13条に定める確認の結果、業務実施状況等が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して管理運営業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(使用料)

第15条 乙は、使用料について、甲が発行する納入済通知書により甲の指定する期日までに支払うものとする。

2 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例（昭和38年条例第7号）第5条第1項に基づき、既納の使用料については還付しないこととする。ただし、同条例第5条第2項に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができるものとする。

(責任分担)

第16条 管理運営業務に係る甲乙間の責任の分担については、別記3「リスク分担表」に定めるとおりとする。

2 甲が河川敷公園の工作物等撤去の判断をした場合等により、中止となった事業について、甲は事業に係る補償や費用についての責を負わないものとする。
3 各事業の開催については、乙において安全を考慮して判断するものとする。
その判断による損失と責任について、甲は一切責を負わないものとする。
4 別記3「リスク分担表」に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙双方協議の上で当該事態に係る責任分担を決定する。

(損害賠償)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。
(2) 乙の責に帰すべき事由により管理許可が取り消された場合において、甲又は第三者に損害を与えたとき。

2 乙の管理運営業務の実施に際し、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合において、甲が当該第三者に損害の賠償を行ったときは、甲は乙に対して、当該賠償した額の全部又は一部を求償することができる。

(保険)

第18条 乙は、第16条及び第17条の規定に対応するため、必要に応じて、乙の費用負担で保険に加入するものとする。

(個人情報及び情報セキュリティ)

- 第19条 乙は、この協定による管理運営業務を適正に処理するため、別記4「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。
- 2 乙は、豊田市個人情報保護条例（平成15年条例第33号）及び同規則（平成15年規則第65号）の規定を遵守するとともに、個人情報の適切な管理のための規程を整備し、適切に運用しなければならない。
- 3 乙は、管理運営業務を安全、円滑、確実に処理するため、情報セキュリティに関する規程を整備し、適切に運用しなければならない。

(情報公開)

- 第20条 乙は、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）及び同規則（平成10年規則第69号）の規定を遵守するとともに、情報の公開に関する規程を整備し、適切に運用しなければならない。
- 2 乙は、管理運営業務に係る情報公開の申出があった場合は、甲と協議し必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、情報公開に関する苦情処理について、甲に対し助言を求めることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第21条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(協議)

- 第22条 本協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上で決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

(甲) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市長 ○○ ○○ (印)

(乙) (事業者所在地) ○○○○○

(事業者名) ○○○○

代表者 ○○○○ ○○ ○○ (印)

別記 1

矢作緑地千石公園及び白浜公園の管理運営業務に関する仕様書

第 1 目的

この仕様書は、事業者が実施する矢作緑地千石公園及び白浜公園の管理運営業務の詳細について定めることを目的とする。

第 2 対象公園

1 公園名称

- ① 矢作緑地千石公園
- ② 矢作緑地白浜公園

2 所在地

- ① 豊田市千石町
- ② 豊田市白浜町

第 3 業務実施方法

1 キャンプ事業

(1) 実施範囲

実施範囲は、以下（事業実施区域図）のとおりとする。

【矢作緑地千石公園 位置図】



【キャンプ事業及び自主事業実施区域図】



(2) 基本方針

- ・キャンプ事業参加者と自主事業参加者、一般公園利用者に配慮した事業を実施すること。

(3) 予約ホームページ等の制作

- ・予約のためのホームページ等を事業者で制作すること。

(4) 排水制限

- ・油や洗剤を含む汚水の排水は河川保護の観点から不可とする。

(5) 火気を使用した調理行為

- ・火を使用する際は必ず焚火台等を使用するものとし、直火は禁止とする。

(6) 他イベントとの同時開催

- ・他イベント（例：豊田スタジアムのイベント、河川敷公園のその他業者開催のイベント）との同日開催を2回以上実施すること。

(7) 河川増水時の対応

- ・河川増水時には、流出の恐れがある工作物等の撤去、搬出の対応すること。
- ・市が河川敷公園の工作物等撤去の判断をした場合は、当該日の事業は中止すること。
- ・事業実施区域内に工作物を設置する場合は、高橋水位観測所が0.00mとなった時から2.5時間以内に撤去、搬出を完了させること。

(8) 開催日の人員配置

- ・開催日は、増水時等の緊急時に備えて現場に1人以上人員を配置すること。

(9) トイレ管理

- ・公園施設管理許可期間中に、市が事業提案区域内に標準仕様の簡易水洗トイレ4基を設置する。
- ・キャンプ事業開催日以外は市が施錠し、使用禁止措置を実施する。
- ・市が設置するトイレの管理に係る対応区分については、以下の表のとおりとする。

設置者： 市	清掃	トイレットペーパーの 補充	水洗用の 水の補充	ライトの 設置	汲み取り	その他 対応 (引上げ等)
事業者	○	○	○	○		
市					○	○

- ・事業者が設置するトイレの管理に係る対応区分については以下の表のとおりとする。

設置者： 事業者	清掃	トイレットペーパーの 補充	水洗用の 水の補充	ライトの 設置	汲み取り	その他 対応 (引上げ等)
事業者	○	○	○	○	○	○
市						

(10) 車両の乗り入れ

- ・キャンプ事業では、事業者及び参加者による事業実施区域への車の乗り入れを認めることとする。

(11) 実施前の安全確認

- ・事業者は、事業の実施前に事業提案区域内の安全を確認すること。

2 巡視業務

(1) 目的

- ・都市公園の適切な利用のため、以下「イ 巡視内容」の該当者に対して注意喚起を行うこと。

(2) 巡視内容

- ・以下の巡視項目該当者を発見した場合は、後日豊田市から提供する案内を配布し、行為の中止を促すこと。
 - 1 バーベキュー等火気を用いた調理（カセットコンロ等ガスの供用を含む）。
 - 2 犬などの動物をリード無しに放している者。
 - 3 ゴミを運び込んだり、投棄している、またはしようとしている者。
 - 4 他の利用者に危害を及ぼす恐れのある行為を行う者（例：ゴルフの練習等）。

(3) 実施日、実施時間

- ・キャンプ事業と自主事業の種別によらず、事業提案区域内における宿泊を伴うキャンプ及びデイキャンプの開催日の、午前10時から午後1時の間に1回以上行うこと。

(4) 実施範囲

- ・実施範囲は、以下（巡視区域図）のとおりとする。

【巡視区域図】



3 自主事業

(1) 基本方針

- ・「1 キャンプ事業（2）基本方針」の記載内容と同様とする。

(2) 条件

- ・事業の性質に応じて、以下のすべての項目に適合するものとすること。

ア 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること。

イ 事業内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ 法令（都市公園法第11条、都市公園法施行令第18条、豊田市
都市公園条例第4条）に抵触しないこと。

(3) 河川増水時の対応

- ・「1 キャンプ事業（7）河川増水時の対応」の記載内容と同様とする。

(4) 開催日の人員配置

- ・「1 キャンプ事業（8）開催日の人員配置」の記載内容と同様とする。

(5) 車両の乗り入れ

- ・自主事業のみ開催する際は、事業者及び参加者による事業実施区域への
車の乗り入れを原則認めない。

(6) 実施前の安全確認

- ・「1 キャンプ事業（11）実施前の安全確認」の記載内容と同様とする。

別記2

巡視業務報告書

※不足する場合等は、適宜加除すること。

*異常箇所が見つかった場合は巡回業務報告書とは別に写真を添付すること。

【記入例】

日程	場所	時間			指摘事項
5月1日（木）	白浜・千石	10:00	～	10:30	異常なし
	白浜・千石	10:30	～	11:00	テント張り2件 火気禁止の説明実施

日程	場所	時間			指摘事項
5月2日（金）	白浜・千石	10:00	～	10:30	B B Q準備 2件（声掛けにより中止）
	白浜・千石	10:30	～	11:00	犬の放し飼い 1件（声掛けにより中止）

日程	場所	時間			指摘事項
5月3日（土）	白浜・千石	10:00	～	10:30	異常なし
	白浜・千石	10:30	～	11:00	ゴルフの練習1件（声掛けにより中止）

別記3

リスク分担表

項目	内 容	負担者		
		市	事業者	利用者
施設修繕	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕費用	○		
	事業者が注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復費用		○	
事故	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、事業者が負うべき責任のない利用者への損害費用 (例) 地面に大穴が開いており、利用者が負傷した場合等	○		
	事業者が注意義務を怠ったことにより与えた利用者への損害費用 (例) 事業者が利用者の車両誘導する際に、事業者の不注意で事故が起きた場合等		○	
	キャンプ事業、自主事業中に利用者の不注意により発生した事故責任費用 (例) 火の使用中のやけど、立ち入り禁止区域の河川に侵入し発生した事故等			○
その他	上記以外の事案は、市及び事業者の協議による（業務内容の一部変更等）	○	○	

別記4

個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記

050402

矢作緑地千石公園及び白浜公園の管理運営業務

豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記

特記事項	特記事項に基づき具体的に実施しなければならない事務及び手続
(総則) 第1条 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が定める豊田市個人情報保護条例（平成15年条例第33号）及び豊田市情報セキュリティ基本要綱（平成15年8月1日市長決定）並びにこれらに関する諸規程に基づき、この特記に定める事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。	① 乙は、受託業務の実施に当たっては、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、事前に特記事項を十分に理解し、遵守するとともに、特記事項に基づき必要な事務及び手続を行うための体制を確保すること。
(責任体制の明確化) 第2条 乙は、甲から受託した業務（以下「受託業務」という。）のうち、個人情報及び情報セキュリティに関する重要な情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱うもの並びに情報システムを使用するもの（以下「対象業務」という。）の履行に当たっては、乙の内部において個人情報保護及び情報セキュリティ対策（以下「個人情報保護等」という。）に関する責任体制を明確にしなければならない。	① 乙は、個人情報保護等を実施するための責任者及び役割分担を定めるなどして責任体制を構築するとともに、その体制を維持確保するため体制の内容を書面に明記しておくこと。 ② 乙の代表者は、自ら個人情報保護等の実施について、十分に理解しておくこと。 ③ 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情処理の窓口を設置し、担当者を明確にしておくこと。
(作業責任者等の報告等) 第3条 乙は、対象業務の責任者（以下「作業責任者」という。）及び対象業務に従事する者（乙の正社員以外の者を含む。以下「作業従事者」という。）を定め、甲に対し、書面により報告しなければならない。 2 乙は、作業責任者を変更する場合は、甲に対し、事前に書面により申請し、その承認を得なければならない。 3 乙は、作業従事者を変更する場合は、甲に対し、事前に書面により通知しなければならない。 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項を遵守しなければならない。 5 作業責任者は、特記事項を遵守するよう、作業従事者を監督しなければならない。 6 作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）は、対象業務の履行に当たっては、乙が発行する身分証明書を常に携帯し、甲から請求があったときは、当該身分証明書を提示しなければならない。	① 乙は、個人情報保護等に関し必要な知識を有し作業従事者を適切に監督ができる者を作業責任者として定め、「様式1 作業責任者等報告書」により報告すること。 ② 乙は、対象業務上必要がある最小限の者に限定し、作業従事者を定め、「様式1 作業責任者等報告書」により報告すること。 ③ 乙は、対象業務に派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の者に従事させる場合は、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記した労働者派遣契約書その他の契約書を締結すること。 ④ 乙は、個人情報保護等に関し、対象業務に従事する正社員以外の者の全ての行為及びその結果について責任を負うこと。 ⑤ 乙は、作業責任者等を変更する場合に備えて、業務の引継ぎや変更手続が確実になされるよう、事前に手続を定めておくこと。 ⑥ 乙は、作業責任者を変更する場合は、変更前に、甲に対し「様式2 作業責任者等変更承認申請書」により申請し承認を得ること。 ⑦ 乙は、作業従事者を変更する場合は、変更前に、甲に対し「様式3 作業従事者変更報告書」により報告すること。 ⑧ 乙は、作業従事者一人一人が特記事項を遵守するよう、特記事項及び対象業務の履行について注意すべき事項を周知しておくこと。 ⑨ 乙の作業責任者は、作業従事者を監督するため、全ての特記事項を十分に理解しておくこと。 ⑩ 乙は、作業責任者等に対し、対象業務の履行時は、組織名称や氏名が記載した身分証明書を発行し常に携帯させるとともに、甲から請求があったときは、提示できるようにしておくこと。
(教育等の実施) 第4条 乙は、作業責任者等に対し、個人情報保護等に対する意識の向上、特記事項の遵守その他対象業務の適正な履行を図るために必要な教育及び研修を実施しなければならない。 2 乙は、前項の教育及び研修の実施に当たっては、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。	① 乙は、作業責任者等に対し、個人情報保護等に対する意識の向上及び特記事項の内容の理解を図るとともに、対象業務の履行に当たって必要となる措置及び手順を具体的に示すための教育及び研修を適時に実施すること。 ② 乙は、個人情報保護等に関する最新の情報を作業責任者等に周知するための体制や仕組みを構築すること。 ③ 乙は、教育及び研修を確実に実施するため、研修等の実施者、実施内容、実施時期等を定めた実施計画を事前に策定しておくこと。
(守秘義務) 第5条 乙は、受託業務の実施により直接又は間接に知り得た個人情報等その他秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間が満了し又は契約を解除した後も、同様とする。	① 乙は、作業責任者等に対し、受託業務に係る守秘義務について周知徹底すること。 ② 乙は、作業責任者等から秘密保持に関する誓約書を取得しておくこと。該当者から過去に取得している場合は、再度の取得は必要ない。また、取得した誓約書を甲に提出する必要はない。
(受渡し) 第6条 個人情報等の甲乙間の受渡しは、甲が指示する方法により行うものとする。 2 乙は、甲乙間の個人情報等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報等の預り証を提出しなければならない。	① 乙は、甲から個人情報等の提供を受けた場合は、甲に対し、直ちに「様式5 個人情報・重要情報預り証」を提出すること。
(個人情報等の取扱いの報告) 第7条 乙は、甲から個人情報等の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、前項の規定による報告の手順（緊急時の報告の手順を含む。）を事前に定めておかなければならない。	① 乙は、甲から個人情報等の取扱いについて報告の求めがあった場合に備えて、報告時における報告者、報告内容、報告方法、報告時期等の報告に係る手順を事前に定めておくこと。

(個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)	
第8条 乙は、甲から提供を受けた個人情報等を、対象業務の用に供する目的以外に利用してはならない。また、甲の承諾を得ないで、第三者へ提供してはならない。	① 乙は、作業責任者等に対し、甲から提供を受けた個人情報等の目的外利用及び甲の承諾を得ていない第三者への提供が禁止されていることについて周知徹底すること。
(個人情報等の管理)	
第9条 乙は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報等を適正に管理しなければならない。	① 乙は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、個人情報等の秘匿性その他内容に応じて、個人情報等を適正に管理すること。 ② 乙は、個人情報等を、施錠を実施する保管庫又は施錠若しくは入退管理を実施する保管室において厳重に保管すること。 ③ 乙は、個人情報等を保管する保管庫又は保管室に関し、施錠者、鍵保管方法等のルールを事前に定めておくこと。 ④ 乙は、個人情報等を取り扱うサーバ及びパソコンへのアクセスについて、利用者を特定できるID、トークン等による本人認証を行うこと。 ⑤ 乙は、個人情報等を取り扱うサーバ及びパソコンにアクセスできる者を必要最小限とするため、取扱者を限定して指定すること。 ⑥ 乙は、個人情報等の保管状況の点検について、点検の責任者を定めて定期的に行うこと。 ⑦ 乙は、作業責任者等に対し、個人情報等を指定された場所以外の場所に持ち出すことはできないことについて周知徹底すること。 ⑧ 乙は、個人情報等を持ち出す場合は、持ち出す情報を必要最小限とし、紛失や盗難等に対し必要な注意を払うなどの保護措置を適切に行うこと。 ⑨ 乙は、個人情報等の複製又は複写をする場合は、事前に甲の承認を受けて、作業場所で、かつ、対象業務に必要最小限の範囲で行う場合にのみ可能であることについて周知徹底すること。 ⑩ 乙は、個人情報保護等に関する必要となる施設、設備、備品等の維持及び管理について責任を負うこと。
(1) 個人情報等は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退管理が可能な保管室において厳重に保管すること。	
(2) 作業責任者等以外の者が個人情報等にアクセスできない措置を講じるとともに、作業責任者等に与える物理的及び技術的アクセス権限についても、必要な最小限度のものとすること。	
(3) 個人情報等が記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及び記録された情報の正確性を定期的に点検すること。	
(4) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を作業場所から持ち出さないこと。	
(5) 個人情報等の複製又は複写をする場合は、必要な最小限度で行うものとし、事前に甲の承認を受けること。	
(6) 個人情報等の漏洩、紛失、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏洩等の事故」という。）を防止し、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。	
(受託者が管理する情報システムの使用)	
第10条 乙は、受託業務を実施するために乙が管理する情報システムを使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	① 乙は、受託業務の実施に当たって、乙が管理する情報システムを使用する場合は、この条の各号に掲げる事項（②以下に掲げる事項を含む。）を遵守し、当該情報システムを適切に管理すること。 ② 使用する機器については、ウイルス対策ソフトをインストールし、常に最新のウイルスパターンファイル、シグチャ及び検索エンジンに更新して使用すること。
(1) 使用する機器は、受託業務に影響のない限り、対策ソフトウェアの導入等により不正プログラム対策を講じること。	
(2) 使用する情報システムは、受託業務に影響のない限り、メーカー等によりセキュリティパッチが提供されているものとし、最新のセキュリティパッチを導入して使用すること。	
(3) 使用する機器は、受託業務に関係ないアプリケーションをインストールしないこと。	
(4) 使用した機器及び外部記録媒体を廃棄、返却等により処分する場合は、データを完全に消去すること。	
(緊急時の対応)	
第11条 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合に備えて、緊急時対応計画を定めておかなければならぬ。	① 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合の緊急時に備えて、必要な措置を迅速に講じ対処するための緊急時対応計画その他の計画を事前に定めておくこと。 ② 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故発生に係る帰責の有無にかかわらず、甲に対し、直ちに「様式8 事件（事故）報告書」により報告し、甲の指示に従うこと。 ③ 甲は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、乙の承認なしに、当該事故の内容その他事故に関する情報を公表することがある。
(再委託)	
第12条 乙は、やむを得ない場合を除き、対象業務を第三者に委託してはならない。	① 乙は、原則対象業務の全部又は一部を第三者に委託しないこと。 ② 乙は、やむを得ず対象業務の一部を委託する場合は、再委託先の個人情報保護等に関する体制を事前に確認すること。
2 乙は、やむを得ず対象業務の一部を委託する必要がある場合は、委託契約の名称、委託先に関する情報、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における安全性及び信頼性を確保するための対策、委託先に対する監督の方法並びに委託先において対象業務に従事する者を明確にした上で、対象業務の着手前に、甲に対し、書面（第5項の適用がある場合には、同項に基づき委託先から提出された報告書を含む。）により報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。	③ 乙は、対象業務の一部を委託する場合は、甲に対し、「様式4 再委託に関する報告書」により報告することとし、第5項の適用がある場合はこれらの報告書も併せて提出すること。報告した事項を変更しようとするときも同様とする。 ④ 乙は、再委託先に対し甲乙が合意した内容と同様の個人情報保護等を求めるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うこと。 ⑤ 乙は、委託先と締結する契約書等において、乙の再委託先に対する監督の方法について具体的に明記しておくとともに、再委託先による特記事項の遵守状況を監督すること。 ⑥ 乙は、再委託先に対する監督について甲から報告の求めがあった場合は、その状況を具体的に報告すること。
3 乙は、前項の委託先（以下「再委託先」という。）に対し、特記事項を遵守せるとともに、甲に対し、再委託先による全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。	
4 乙は、再委託先との契約において乙の再委託先に対する監督の方法を具体的に定め、再委託先による特記事項の遵守状況を適切に監督するとともに、甲の請求に応じ、当該監督の状況を報告しなければならない。	

<p>5 第1項から第3項までの規定は、再委託先等（再委託先のほか、委託を受けて対象業務の一部を処理することとなった者を含む。）が第三者に対象業務の一部を委託する場合について準用する。</p> <p>（報告の徵収等）</p> <p>第13条 甲は、乙及び再委託先による特記事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、乙及び再委託先の作業場所に立ち入り、遵守状況を検査させることができる。</p>	<p>⑦ 再委託先等が、更に第三者に対象業務の一部を委託する場合は、再委託先等は、その委託先に対して、①から④までの内容について実施すること。</p>
<p>（個人情報等の返却等）</p> <p>第14条 乙は、対象業務を終了した場合又は対象業務において個人情報等を取り扱う必要がなくなった場合は、甲が指示する方法により、個人情報等を返却しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の承認を受けたときは、個人情報等を消去し又は廃棄することができる。</p> <p>3 乙は、前項の規定により個人情報等を廃棄する場合は、個人情報等が記録された媒体の物理的破壊その他個人情報等の判読を不可能とする措置を講じなければならない。</p> <p>4 乙は、第2項の規定により個人情報等を消去し又は廃棄した場合は、甲に対し、書面により報告しなければならない。</p> <p>5 甲は、乙が個人情報等を消去し又は廃棄する場合には、これに立ち会うことができるものとする。</p>	<p>① 甲は、必要があると認めるときは、乙及び再委託先による特記事項の遵守状況を確認するため、乙及び再委託先に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員に、乙及び再委託先の作業場所に立ち入り、遵守状況を検査させることがある。</p> <p>② このため、乙及び再委託先は、甲による確認のための記録及び書類を整理し及び保管しておくこと。</p> <p>① 乙は、対象業務を終了した場合又は対象業務において個人情報等を取り扱う必要がなくなった場合は、甲に対し、速やかに個人情報等（複製物がある場合は、複製物を含む。）を返却すること。返却は、甲が指示する方法により行うこと。</p> <p>② 乙は、甲の承認を受けたときは、個人情報等の返却に替えて、個人情報等を消去し又は廃棄することができる。</p> <p>③ 乙は、甲の承認を受けようとするときは、甲に対し、消去し又は廃棄しようとする個人情報等の内容、記録媒体、数量、消去又は廃棄の実施予定日を記載した様式6「個人情報・重要情報消去（廃棄）承認申請書」により、事前に申請すること。</p> <p>④ 乙は、個人情報等を消去し又は廃棄した場合は、甲に対し、実施日時、実施者名及び消去し又は廃棄した個人情報等の内容を様式7「個人情報・重要情報消去（廃棄）報告書」により、速やかに報告しなければならない。</p>
<p>（契約解除）</p> <p>第15条 甲は、乙が特記事項を遵守しない場合は、受託業務の契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し、契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができない。</p>	<p>① 甲は、乙が特記事項を遵守していないと認める場合は、受託業務の全部又は一部を解除することがある。</p> <p>② 乙は、当該契約の解除により損害を受けても、甲に対し、その損害の賠償を請求することはできない。</p>
<p>（損害賠償）</p> <p>第16条 乙は、乙及び再委託先が特記事項に違反し又は特記事項の遵守を怠ったため甲に損害が生じた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>—</p>